

四国中央市工事成績評定審査会要綱

平成19年3月28日

訓令第24号

(設置)

第1条 四国中央市が発注する工事の成績評定（以下「評定」という。）の適正な運用を図り、請負者からの評定の内容に関する説明請求に対し適切に対応するため、四国中央市工事成績評定審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(審査会の事務)

第2条 審査会は、四国中央市工事成績評定要領（平成19年四国中央市訓令第 号）第8条の規定により請負者に通知した評定点について、説明請求があった事項について審査するものとする。

(委員)

第3条 審査会の委員長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代理する。
- 3 委員に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ当該委員が指名した者を、代理出席させることができる。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員（前条の規定により代理出席した者を含む。）の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審査会は、必要があると認めるときは、関係職員に審査会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第6条 委員長及び委員は、審査会の内容等を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第7条 審査会に関する庶務は、検査担当課において行う。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日訓令第19号）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日訓令第27号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月28日訓令第22号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日訓令第9号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日訓令第7号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日訓令第6号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員長	総務部長
委員	契約検査課長
	建設課長 港湾課長
	都市計画課長 建築住宅課長 下水道課長
	農林水産課長
	事業担当課長